

高知県公報

発行
高知県
高知市丸ノ内
一丁目2番20号
発行日
毎週2回
(火曜日・金曜日)

目次

告 示	ページ
○国土調査の成果の認証 (用地対策課)	1
◎急傾斜地崩壊危険区域の指定 (防災砂防課)	1
○道路の区域決定 (道 路 課)	2
○道路の区域変更 (5件) (")	2
○道路の供用開始 (")	3
公 告	
○特定非営利活動法人の設立認証の申請 (県民生活・男女共同参画課)	〈9・11掲示〉 3
○土地改良区の役員の退任 (農業基盤課)	3
○砂利採取業務主任者試験の実施 (用地対策課)	3
○都市計画の変更の案の縦覧 (3件) (都市計画課)	3
監査公表	
○定期監査の執行結果 (宿毛工業高等学校ほか)	4
○定期監査の執行結果 (公営企業局ほか)	7
正 誤	
◎正誤 (平20・7・18付け 告示)	9

告 示

高知県告示第585号

安芸郡芸西村西分の一部地区、土佐郡土佐町芥川及び有間の各一部地区、高岡郡佐川町本郷、西山、西山組及び西組の各一部地区並びに高岡郡越知町片岡の一部地区における地籍調査の成果は、国土調査法（昭和26年法律第180号）第19条第2項の規定により国土調査の成果として認証したので、同条第4項の規定により次のとおり告示する。

平成20年9月24日

高知県知事 尾崎 正直

- 1 調査を行った者の名称
 - (1) 芸西村
 - (2) 土佐町
 - (3) 佐川町
 - (4) 越知町
- 2 調査を行った地域及び時期

- (1) 安芸郡芸西村西分の一部
平成18年度及び平成19年度
 - (2) 土佐郡土佐町芥川及び有間の各一部
平成18年度及び平成19年度
 - (3) 高岡郡佐川町本郷、西山、西山組及び西組の各一部
平成18年度及び平成19年度
 - (4) 高岡郡越知町片岡の一部
平成18年度及び平成19年度
- 3 成果の名称
- (1) 芸西村地籍図及び地籍簿
 - (2) 土佐町地籍図及び地籍簿
 - (3) 佐川町地籍図及び地籍簿
 - (4) 越知町地籍図及び地籍簿
- 4 認証年月日
平成20年9月24日
- 高知県告示第586号**
- 急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律（昭和44年法律第57号）第3条第1項の規定に基づき、次に掲げる土地の区域を急傾斜地崩壊危険区域として指定する。
- なお、その関係図書は、高知県土木部防災砂防課及び高知県中央土木事務所へ備え置いて縦覧に供する。
- 平成20年9月24日

高知県知事 尾崎 正直

- 1 高岡郡佐川町桂（追加）
 - (1) 標柱を設置した土地の地番

標柱番号	所在地	地番
18	高岡郡佐川町字下モ山崎	丙319-1
19	" " 字今田	丙429-2
20	" " 字山崎畑	丙445-1
21	" " 字下モ山崎	丙315-2
22	" " "	"
23	" " 字轅玉	丙351-5
24	" " "	丙339
25	" " "	丙351-2
26	" " "	"

27	" " 字桂大谷	丙367-1
28	" " "	"
29	" " "	丙367-2

(2) 区域

昭和62年5月高知県告示第301号で指定した高岡郡佐川町桂急傾斜地崩壊危険区域内（以下「301号区域」という。）に存する標柱6と標柱18を直線で結んだ線、標柱18と19を桂川に沿って結んだ線、標柱19から22までを順次に直線で結んだ線及び標柱22と301号区域に存する標柱6を直線で結んだ線により囲まれた区域内並びに標柱23から29までを順次に直線で結んだ線及び標柱29と23を町道桂3号線に沿って結んだ線により囲まれた区域内とする。

- 2 高岡郡佐川町川内ヶ谷上（追加）
 - (1) 標柱を設置した土地の地番

標柱番号	所在地	地番
7	高岡郡佐川町字山ノ神山	丙6174-2

(2) 区域

平成15年8月高知県告示第486号で指定した高岡郡佐川町川内ヶ谷上急傾斜地崩壊危険区域内（以下「486号区域」という。）に存する標柱5と486号区域に存する標柱6を直線で結んだ線、486号区域に存する標柱6と標柱7を町道奥畑線に沿って結んだ線及び標柱7と486号区域に存する標柱5を直線で結んだ線により囲まれた区域内とする。

- 3 吾川郡仁淀川町榎田
 - (1) 標柱を設置した土地の地番

標柱番号	所在地	地番
1	吾川郡仁淀川町川渡字堂ノ埕	7164-1
2	" " " 字岡ノ上	7296
3	" " " 字長迫	13658
4	" " " 字岡ノ上	7249-1
5	" " " 字榎田	7003

6	” ” ”	字橋首	6936-2
7	” ” ” ”		6922
8	” ” ” ”		13817
9	” ” ” ”		13815
10	” ” ” ”		13821-1
11	” ” ”	字榎田	6968
12	” ” ” ”		6970-1

(2) 区域

標柱1から4までを順次に直線で結んだ線及び標柱4と1を町道中宮谷山線に沿って結んだ線により囲まれた区域内並びに標柱5から12までを順次に直線で結んだ線及び標柱12と5を直線で結んだ線により囲まれた区域内とする。

高知県告示第587号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定により、道路の区域を次のとおり決定する。

その関係図面は、平成20年9月24日から2週間高知県土木部道路課及び高知県中央東土木事務所において一般の縦覧に供する。
平成20年9月24日

高知県知事 尾崎 正直

- 1 道路の種類 県道
- 2 路線名 宮ノ口深淵
- 3 道路の区域

区 間	敷地の幅員 (メートル)	延 長 (メートル)
香美市土佐山田町林田字ウワノヂ968番から 香美市土佐山田町加茂字鳴瀧510番1まで	13.0 } 41.0	994

高知県告示第588号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定により、道路の区域を次のとおり変更する。

その関係図面は、平成20年9月24日から2週間高知県土木部道路課及び高知県中央東土木事務所において一般の縦覧に供する。
平成20年9月24日

高知県知事 尾崎 正直

- 1 道路の種類 国道
- 2 路線名 195号
- 3 道路の区域

区 間	変更前後の別	敷地の幅員 (メートル)	延 長 (メートル)
南国市下末松字高屋2番1から 南国市下末松字米屋22番1まで	前	28.7 } 64.2	350
	後	28.7 } 56.8	350

高知県告示第589号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定により、道路の区域を次のとおり変更する。

その関係図面は、平成20年9月24日から2週間高知県土木部道路課及び高知県幡多土木事務所において一般の縦覧に供する。
平成20年9月24日

高知県知事 尾崎 正直

- 1 道路の種類 県道
- 2 路線名 宿毛津島
- 3 道路の区域

区 間	変更前後の別	敷地の幅員 (メートル)	延 長 (メートル)
宿毛市橋上町出井字ヲカノ前56番6から 宿毛市橋上町出井字ヲカノ前29番5まで	前	4.0 } 12.7	280
	後	12.7 } 55.8	273

高知県告示第590号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定により、道路の区域を次のとおり変更する。

その関係図面は、平成20年9月24日から2週間高知県土木部道路課及び高知県中央西土木事務所において一般の縦覧に供する。
平成20年9月24日

高知県知事 尾崎 正直

- 1 道路の種類 県道

- 2 路線名 石錠公園
- 3 道路の区域

区 間	変更前後の別	敷地の幅員 (メートル)	延 長 (メートル)
吾川郡いの町越裏門字竹ノ川170番1	前	5.0 } 8.2	140
	後	17.1 } 22.2	140

高知県告示第591号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定により、道路の区域を次のとおり変更する。

その関係図面は、平成20年9月24日から2週間高知県土木部道路課及び高知県須崎土木事務所において一般の縦覧に供する。
平成20年9月24日

高知県知事 尾崎 正直

- 1 道路の種類 県道
- 2 路線名 窪川中土佐
- 3 道路の区域

区 間	変更前後の別	敷地の幅員 (メートル)	延 長 (メートル)
高岡郡中土佐町大野見吉野422番から 高岡郡中土佐町大野見吉野545番まで	前	4.0 } 36.8	1,247
	後	8.0 } 41.6	1,247

高知県告示第592号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定により、道路の区域を次のとおり変更する。

その関係図面は、平成20年9月24日から2週間高知県土木部道

路課及び高知県須崎土木事務所において一般の縦覧に供する。
平成20年9月24日

高知県知事 尾崎 正直

- 1 道路の種類 県道
- 2 路線名 昭和中村
- 3 道路の区域

区 間	変更前後の別	敷地の幅員 (メートル)	延 長 (メートル)
高岡郡四万十町大井川字蔭ノ子口1676番から 高岡郡四万十町大井川字五十田1705番6まで	前	3.0 }	254
	後	6.1 }	
		8.5	

高知県告示第593号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定により、道路の供用を次のとおり開始する。

その関係図面は、平成20年9月24日から2週間高知県土木部道路課及び高知県中央西土木事務所において一般の縦覧に供する。

平成20年9月24日

高知県知事 尾崎 正直

- 1 道路の種類 県道
- 2 路線名 石鎚公園
- 3 道路の区域

供用開始区間	延 長 (メートル)	供用開始年月日
吾川郡いの町越裏門字竹ノ川166番1	75	平成20年9月24日

公 告

特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）第10条第1項の規定により、特定非営利活動法人の設立の認証の申請があったので、同条第2項の規定により次のとおり公告する。

なお、関係書類は、平成20年9月11日から2週間高知県文化環境部県民生活・男女共同参画課において縦覧に供する。

平成20年9月11日（揭示済）

高知県知事 尾崎 正直

申請の あった 年月日	申請に係る特定非営利活動法人			
	名称	代表者の 氏名	主たる 事務所の 所在地	定款に記載された目的
平成20年9月11日	特定非営利活動法人南国R G	原田 環	南国市上野田19番地3	この法人は、広く一般市民に対して、新体操をはじめとした各種スポーツの普及に関する事業を行い、スポーツの振興と、スポーツを通して、青少年の健全育成及び地域社会の活性化に寄与することを目的とする。

土地改良法（昭和24年法律第195号）第18条第16項の規定により、土佐市土地改良区から次のとおり退任した役員の届出があった。

平成20年9月24日

高知県知事 尾崎 正直

役名	氏名	住 所
監事	野瀬 尊弘	土佐市高岡町甲1153

砂利採取法（昭和43年法律第74号）第15条第1項の規定による砂利採取業務主任者試験を次のとおり実施する。

平成20年9月24日

高知県知事 尾崎 正直

- 1 試験の日時及び場所
平成20年11月14日（金）午前10時から2時間
高知市丸ノ内一丁目2-20 高知県庁本庁舎地下臨時会議室
- 2 試験の方法及び科目
次の科目について筆記試験を行う。
(1) 砂利の採取に関する法令
(2) 砂利の採取に関する技術的な事項（基礎的な土木及び河川工学に関する事項を含む。）
- 3 受験資格
資格は、問わない。
- 4 提出書類

- (1) 受験願書1通
- (2) 写真（手札形とし、出願前6月以内に撮影した正面上半身像で、その裏面に、撮影年月日、氏名及び年齢を記載したもの）1枚
- 5 受験手数料
8,000円（高知県収入証紙を受験願書にはり付けること。）
- 6 受験願書の受付期間及び提出先

(1) 受付期間
平成20年10月16日（木）から同月31日（金）までの県の執務時間内（郵送による場合は、平成20年10月31日付けの消印のあるものまで受け付ける。）

(2) 提出先
高知市丸ノ内一丁目2-20 高知県土木部用地対策課

- 7 合格者の発表
(1) 平成20年11月下旬、高知県庁本庁舎1階の掲示板に掲示する。
(2) 合格者本人には、合格証を送付する。

8 受験願書の請求
高知県土木部用地対策課に請求すること。
なお、郵送によって請求する場合は、封筒に「受験願書請求」と朱書の上、あて先を明記して80円切手をはった返信用封筒を同封すること。

- 9 その他
詳細については、高知県土木部用地対策課に問い合わせること。

都市計画法（昭和43年法律第100号）第21条第2項において準用する同法第18条第1項の規定により都市計画を変更したいので、同法第21条第2項において準用する同法第17条第1項の規定により次のとおり公告し、当該都市計画の案を公衆の縦覧に供する。

なお、当該都市計画の案について、縦覧期間の満了の日までに県に意見書を提出することができる。

平成20年9月24日

高知県知事 尾崎 正直

- 1 都市計画の種類
幡東都市計画道路（1・6・1号窪川佐賀線）
- 2 都市計画を変更する土地の区域
変更する部分
幡多郡黒潮町市野瀬字地藏平山、大ツエ山、イツノオク、森リ、三右衛門及びヨコボ山の各一部
幡多郡黒潮町橘川字カブツケ山、ヤライ山、シイタニ山、オンデガハナ、セツ岩及び鈴道山の各一部
幡多郡黒潮町拳ノ川字上ハカシ、東長谷、スナ田、ツヅラ

山、コバノキ、南山、柳サコ、北屋敷及び丸松の各一部
 幡多郡黒潮町荷稲字ツグミバタ、中尾、中尾山、橋谷口、小ハシ谷口、シノブ石、コハシタニ及びコハシ谷山の各一部
 幡多郡黒潮町小黒ノ川字家ノ段、中谷、ヒジリ山、背越、小谷口、背越山、家ノ後口、駄場山、五助谷、シシノコ、大平、鶴亀ダバ、鏡ヶ淵、松ノ本、下モオンヂ、石カキノフチ、鍵山、岩ガラ及びビーノ又山の各一部

幡多郡黒潮町熊野浦字ナシノキヤマ及びビーノ又山の各一部
 幡多郡黒潮町不破原字サルコシ山及び東山の各一部
 幡多郡黒潮町熊井字法泉寺山、ヒノキオ、カタキワラ、メツサ山、カラタニ、ヤシキ及びカゲ山の各一部
 幡多郡黒潮町佐賀字カクレサコ山、ヒカゲ山、黒川山、北ノ奥山、北ノ奥、石ヶ谷及び記念地の各一部

削除する部分
 幡多郡黒潮町拳ノ川字竹ノハナの一部

- 3 都市計画の案の縦覧場所
高知県土木部都市計画課及び黒潮町役場佐賀総合支所
- 4 縦覧期間
平成20年9月24日から同年10月8日まで

都市計画法（昭和43年法律第100号）第21条第2項において準用する同法第18条第1項の規定により都市計画を変更したいので、同法第21条第2項において準用する同法第17条第1項の規定により次のとおり公告し、当該都市計画の案を公衆の縦覧に供する。

なお、当該都市計画の案について、縦覧期間の満了の日までに県に意見書を提出することができる。
 平成20年9月24日
 高知県知事 尾崎 正直

- 1 都市計画の種類
窪川都市計画道路（1・6・2号窪川佐賀線）
- 2 都市計画を変更する土地の区域
変更する部分
高岡郡四万十町平串字高尾、樋ノ谷、樋ノ口、黒ヶ谷、大場ノ窪、幡多ヶ谷及び嵐山の各一部
高岡郡四万十町富岡字鳥居駄場、下ノ駄場及び松ノ下地の各一部
高岡郡四万十町見付字轟川、長見山、カヤノ木及びヤケキの各一部
高岡郡四万十町金上野字己斐山、岩柄、焼木谷、ヨ助、小谷口、大谷口、左右衛門九郎、井堀、出分、ヤケソ谷、コビガ谷、己斐加谷、ヤケソ、岡ハナ、押川口、小長瀬、加賀ジリ、野添、三日月山、小ツツラ、ツツラ及びカロト越の各一部
高岡郡四万十町峰ノ上字コミ山の一部

- 3 都市計画の案の縦覧場所
高知県土木部都市計画課及び四万十町役場
- 4 縦覧期間
平成20年9月24日から同年10月8日まで

都市計画法（昭和43年法律第100号）第21条第2項において準用する同法第18条第1項の規定により都市計画を変更したいので、同法第21条第2項において準用する同法第17条第1項の規定により次のとおり公告し、当該都市計画の案を公衆の縦覧に供する。

なお、当該都市計画の案について、縦覧期間の満了の日までに県に意見書を提出することができる。
 平成20年9月24日
 高知県知事 尾崎 正直

- 1 都市計画の種類
宿毛都市計画臨港地区（宿毛湾港臨港地区）
- 2 都市計画を変更する土地の区域
追加する部分
宿毛市池島字西ノ谷、樺字大樺口及び字須々木字港の各一部
変更する部分
宿毛市新港の一部
- 3 都市計画の案の縦覧場所
高知県土木部都市計画課及び宿毛市役所
- 4 縦覧期間
平成20年9月24日から同年10月8日まで

 監 査 公 表

監査公表第13号
 平成20年9月24日

高知県監査委員 樋口 秀洋
 同 黒岩 直良
 同 坂本 千代
 同 奴田原 訂

地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第4項の規定により、定期監査を執行したところ、その結果は、次のとおりであった。

- 1 監査委員意見
平成20年度の出先機関前期分64機関に対する定期監査を実施した結果について、次のとおり意見を述べる。
 (1) 財務会計について
 財務会計全般では、前年度の指摘事項は、おおむね是正されており、その努力は認められるが、特別指摘事項1件（昨年2件）、嚴重注意事項10件（昨年10件）及び注意事

項123件（昨年126件）の不適正な執行が認められたのは極めて遺憾である。

引き続き、職員一人一人が財務会計に関する事務処理能力を高め、より適正な執行が確保されるよう強く求める。また、会計事務の執行において、特に検討を要する事項として5件を指摘したが、その他にも検討事項として14件を指摘したところである。指摘した内容は、現場での運用と会計規則等の規定との間に齟齬が生じているもの、執行機関によって取扱いが異なっているもの及び契約方法について改善の余地があるものなどであり、速やかに対応された。

- (2) 物品の管理について
平成19年度の包括外部監査において各試験研究機関における物品管理について厳しい指摘がなされたが、今回の監査においても、物品管理に極めて適正を欠く事例が認められた。

特に重要物品の管理に極めて不適正な事例があったことは、重大であり、厳正な管理を徹底するとともに、年に1回は重要物品の実査とその報告とを義務付けるなど、重要物品が適正に管理されるよう規定の整備についても検討する必要がある。

- (3) 収入・支出関係について
会計事務を処理する上で当然求められている関係諸法令等に基づく手続がとられていないものや事務処理が著しく遅延している事例などがみられた。

これは、依然として、会計事務に関する担当職員の基本的な知識が不十分であることや、管理職等のチェックが十分でないことに原因がある。

今後は、各所属において、不適正な事務処理の原因を明らかにし、再発を防止するよう強く要請する。

- (4) 契約関係について
契約の締結に当たっては、関係諸法令等に定められた手続ののっとり行うことはもちろんのことではあるが、契約内容も十分に精査されなければならない。

しかしながら、契約内容があいまいであったり、支払が契約書どおりになされていないなど、精査が十分でない事例が見られた。

今後、契約の締結、履行、検査及び支払のそれぞれにおいて、契約内容を十分精査し、適正な事務処理を強く求める。

- 2 特別指摘とする機関及び事項
宿毛工業高等学校（監査日：平成20年6月24日）

- (1) 事実認定
平成20年3月に重要物品である旋盤（タキザワ T A L - 900）を不用決定し、売却していたが、この旋盤は、平成6

年2月に廃棄処分した5台のうちの1台であって、台帳上存在しているはずの旋盤(オオクマLPS)が所在不明となっていた。

この旋盤(オオクマLPS)は、平成20年3月6日付けで紛失を理由として滅失の届出がなされている。

また、当該文書に添付された資料によれば、次のように記載されている。

ア 売払いをした旋盤(タキザワTAL-900)には、台帳上存在することになっている旋盤(オオクマLPS)の製造会社名及び製造番号等を表示するプレートが付けられていた。

イ この事実は、平成18年1月に業者から指摘されて初めて明らかになっているにもかかわらず、学校が調査を始めたのは、同年12月になってからである。

ウ プレートを貼り替えたのは、旋盤(タキザワTAL-900)を廃棄するはずであったが、誤って別の旋盤(オオクマLPS)を廃棄処分したため、その事実を糊塗するためであったと考えられる。

(2) 特別指摘事項

今回の事例の原因は、平成6年に遡るものではあるが、次のとおり事務処理に極めて重大な問題がある。

ア プレートの貼り替えについては、平成6年2月の廃棄作業における単純ミスに端を発しているとしても、プレートを貼り替えて事実を隠蔽しようとする行為である。

イ 平成6年2月に「使用できないもの」として廃棄した旋盤(タキザワTAL-900)は、平成20年3月まで支障なく教育活動に使用されており、不用の決定そのものに疑問がある。

ウ 平成6年2月に廃棄しているにもかかわらず、平成20年3月の時点で52,500円で売払いできていることからすれば、平成6年2月には、廃棄処分ではなく、売払いができなかったのか疑念が残る。

エ 平成18年1月に業者からこの問題を指摘されていながら、処理を終えるまでにあまりにも時間がかかりすぎている。

廃棄処分自体は、平成6年2月のことではあるが、これらの一連の事務処理は、高知県財産規則(昭和39年高知県規則第19号)第66条及び第67条に定める物品の取得、管理及び処分の補助機関としての役割が果たされていなかったものであり、極めて不適正な事務処理である。

今後は、二度とこのようなことがないよう、高知県財産規則に沿った適正な事務処理を強く要請する。

3 嚴重注意とする機関及び事項

須崎福祉保健所 (監査日：平成20年6月4日)

(1) 事実認定

平成7年8月2日に購入した重要物品の自動血球計数装置(購入価格2,704,000円)について、高知県財産規則第90条第1項に規定する不用の決定及び同条2項に規定する廃棄の決定の手続を行わないまま、平成15年ごろに廃棄していた。

(2) 嚴重注意事項

決裁を受けないまま重要物品を廃棄したことは、高知県財産規則の規定に違反し、重要物品の管理及び処分について極めて適正を欠くものである。

今後は、物品の管理を適正に行うよう強く要請する。

療育福祉センター (監査日：平成20年6月11日)

(1) 事実認定

11名分の通勤届及び通勤手当登録確認票が所属に保管されておらず、所在不明となっていた。

(2) 嚴重注意事項

通勤届及び通勤手当登録確認票は、通勤手当の根拠となる書類であって、当然のことながら、その管理には十分に注意しなければならない。にもかかわらず、11名分の書類が所在不明になっている事態は、高知県公文書規程(昭和39年12月高知県訓令第64号)第3条第2項の規定に反する極めて不適正文書管理である。

今後は、適正文書管理がなされるよう強く要請する。

希望が丘学園 (監査日：平成20年4月28日)

(1) 事実認定

ア 常時資金の管理(平成19年度)で、扶助費について、事前監査時点(平成20年3月11日)における常時資金出納簿上の残額が61,358円であったにもかかわらず、現金は、69,323円となっていた。

これは、事前監査時点における常時資金残額と第3四半期終了時点(平成19年12月末)の常時資金残高報告書の金額とが一致しなければならないと担当者が錯誤し、不足する7,965円を常時資金残額に加えていたためである。

イ 平成18年度産業廃棄物処理委託契約(収集・運搬及び処分)で、平成19年4月7日に処分が履行されていたにもかかわらず、収集・運搬業務終了日である同年3月31日付けで検認をしたことにして、平成18年度予算で支払っていた。

(2) 嚴重注意事項

上記アについては、本来、常時資金出納簿等と現金の額とが不一致の場合は、証拠書類の点検などにより原因を明らかにした上で処理を行わなければならないものである。しかしながら、不一致の原因を何ら検討することもなく、自己の現金を安易に常時資金残額に加えて帳簿と現金とを一致させようとしていたことは、極めて不適正な事務処理である。

上記イについては、高知県契約規則(昭和39年高知県規則

第12号)第52条の規定による「検査職員の一般的職務」を怠った極めて不適正な事務処理である。また、地方自治法(昭和22年法律第67号)第208条及び地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第143条に規定する歳出の会計年度所属区分に違反する事務処理でもある。

今後は、二度とこのようなことがないよう適正な事務処理を強く求める。

高知高等技術学校 (監査日：平成20年5月23日)

(1) 事実認定

平成19年11月末時点において、90円切手を203枚、100円切手を393枚保有していたにもかかわらず、特段の理由がないまま、平成19年12月にそれぞれの切手を200枚購入している。

平成19年度の使用実績枚数は、90円切手が46枚、100円切手が39枚であり、全く不要な切手を購入している。

(2) 嚴重注意事項

これまでの監査を通じて、必要性のない切手類の購入について再三指摘してきたところであるが、今回、全く必要性のない大量の切手を購入している事実が認められた。

これは、地方財政法(昭和23年法律第109号)第4条第1項の規定に違反する極めて不適正な支出である。

今後は、このようなことがないよう適正な予算執行を強く求める。

中央西林業事務所 (監査日：平成20年6月11日)

(1) 事実認定

平成19年度池川水源流域広域保全工事(水広第202号)で、指名競争入札の実施に当たり、誤って閲覧用指名通知に予定価格調書の予定価格及び最低制限価格と相違した価格を記載し、事前公表した後で入札を行っていた。

その後、契約締結前に誤りに気付き、落札決定を取り消し、再入札を行っていた。

(2) 嚴重注意事項

上記は、入札者に無用な混乱を与え、入札・契約事務の信頼性を著しく損なわせた重大な誤りといえる。また、基本的なチェック機能が働いていなかったことも重大である。

今後は、このようなことがないよう適正な事務処理を強く求める。

須崎林業事務所 (監査日：平成20年6月4日)

(1) 事実認定

平成19年度高知県地域林業総合支援事業費補助金において、実績報告書の事業費が3,800,130円と記載されていたことから、補助対象経費を3,800,130円としていた。

また、この額を基に、補助金確定額を1,812,000円(事業費から消費税分を除いた額の2分の1を補助)として、同額を支出していた。

しかしながら、添付されている売買契約書によれば、補助対象経費は3,775,130円となり、補助金が過払いとなっている。

(2) 嚴重注意事項

上記については、高知県補助金交付規則(昭和43年高知県規則第7号)第12条の規定による実績報告書の審査が不十分なまま、補助金を支出していた極めて不適正な事務処理である。

今後は、このようなことがないよう適正な事務処理を強く求める。

森林技術センター (監査日:平成20年5月23日)

(1) 事実認定

森林総合センター機械警備業務委託契約の仕様書の中に、警備対象として森林研修センターの情報交流館及び研修棟が含まれていた。

しかし、この2施設は、森林部の所管であり、機械警備は、それぞれの指定管理者と業者との間で別途に契約が締結されていたもので、本来、委託契約の対象とはならないものであった。

(2) 嚴重注意事項

上記は、仕様書の内容を十分に確認しないままに契約したもので、極めて不適正な事務処理である。

今後は、チェック体制を強化し、このようなことがないよう適正な事務処理を強く求める。

高知土木事務所 (監査日:平成20年5月23日)

(1) 事実認定

ア 平成18年度の継続分の河川敷占用料で、年度初めに収入調定すべき次の2件を事務処理の遅延により、年度末になって調定していた。

調定額	調定年月日
7,261,620円	平成19年3月30日
262,110円	平成19年3月27日

イ 高知港港湾区域内廃棄物処理委託業務契約で、平成19年3月29日に指名競争入札を行ったものの、支出負担行為の決議を行わないまま同月30日付けで契約書を作成していた。

(2) 嚴重注意事項

上記アは、高知県河川流水占用料等徴収条例(平成11年高知県条例第51号)第2条の規定による占用料の徴収が著しく遅延した不適正な事務処理である。

また、上記イは、契約の締結に当たり、あらかじめ決裁権

者において入札結果の確認等をして支出負担行為決議書の決裁をすべきものであり、高知県事務処理規則(平成15年高知県規則第44号)第3条の規定に反した不適正な事務処理である。

今後は、このようなことがないよう適正な事務処理を強く求める。

4 重要検討事項とする機関及び事項

食肉衛生検査所 (監査日:平成20年6月24日)

高知県手数料徴収条例(平成12年高知県条例第5号)第61条では、「手数料は、申請書の提出と同時に納付しなければならない。」となっている。しかしながら、食肉衛生検査所では、と畜検査手数料を事後にまとめて納めさせていた。

条例の規定と運用とが乖離していることについては、申請書の提出と同時に納付させることが困難な実態も見受けられたので、規定及び現行の取扱いについて検討が必要である。

工業技術センター (監査日:平成20年5月2日)

高知県工業技術センターの設置及び管理に関する条例(平成2年高知県条例第5号)第7条では、使用料又は手数料の減額又は免除(以下「使用料等の減免」という。)について、公益上特に必要があると認めるときに行うことができると規定されている。

しかしながら、高知県工業技術センターの設置及び管理に関する条例施行規則(平成2年高知県規則第16号)第10条では、どのような場合に使用料等の減免ができるのか規定されておらず、すべて所長の内規により行われている。

こうしたことから、使用料等の減免について、公平性・透明性を確保する上では、高知県工業技術センターの設置及び管理に関する条例施行規則に使用料等を減免することができる場合を明記するなど規定の在り方について、検討が必要である。

高知土木事務所 (監査日:平成20年5月23日)

平成19年度五台山展望サービスセンター機械警備委託業務については、設置業者であることを理由に単独見積りによって契約を締結していた。

しかし、旧高知港事務所の平成20年度機械警備委託契約に際しては、設置業者以外の警備会社からも見積書を徴して比較検討を行った結果、警備機器の撤去費用を県が負担しても低価格で契約することができることが判明したため、設置業者でない警備会社と新しく委託契約を締結している。

このため、契約方法について、検討が必要である。

幡多青少年の家 (監査日:平成20年6月25日)

(1) 平成19年度の県立幡多青少年の家管理運営業務委託契約で、歳入(施設使用料)の徴収を地元の財団法人に委託しているにもかかわらず、宿泊して施設を離れる際に使用料を精算しなかった団体に対しては、後日、委託者である県が施設

使用料を収入調定し、納入通知書を発送して直接収納している。

しかし、地方自治法施行令第158条の規定によって徴収を委託された私人は、当該歳入の収入調定から収納まで(督促状の発付等を除いた)一連の事務を受託者の権限と責任とにおいて行うこととされている。つまり、当該歳入が受託者に収納されてはじめて委託された徴収事務が完結することになるものである。

こうしたことからすれば、徴収を委託しながら、別途県が収入調定し、納入通知書を発送して直接収納していることは、歳入の徴収を委託した趣旨に反するので、検討が必要である。

(2) 利用許可書の交付で、施設の利用に当たって、利用許可書を交付していないが、高知県立青少年の家の設置及び管理に関する条例施行規則(平成17年高知県教育委員会規則第7号)第3条では、教育委員会は、青少年の家の利用を許可するときは、利用許可書を申請者に交付することとされている。

もともと、事前に利用許可書を交付することが困難な実態も見受けられるので、取扱いについて検討が必要である。

5 以下の機関における財務に関する事務は、おおむね適正に執行されている。

なお、別表の事項について、上記2、3及び4の機関を含め、今後の事務処理に留意するよう指摘し、注意を喚起した。

消防学校 (監査日:平成20年4月28日)
中央東福祉保健所 (監査日:平成20年5月9日)
幡多福祉保健所 (監査日:平成20年6月25日)
衛生研究所 (監査日:平成20年5月23日)
幡多看護専門学校 (監査日:平成20年6月24日)
精神保健福祉センター (監査日:平成20年5月23日)
身体障害者リハビリテーションセンター

(監査日:平成20年8月12日)
中央児童相談所 (監査日:平成20年4月28日)
幡多児童相談所 (監査日:平成20年6月24日)
環境研究センター (監査日:平成20年5月9日)
消費生活センター (監査日:平成20年4月28日)
女性相談支援センター (監査日:平成20年4月28日)
計量検定所 (監査日:平成20年5月2日)
安芸農業振興センター (監査日:平成20年6月17日)
中央東農業振興センター (監査日:平成20年6月4日)
中央西農業振興センター (監査日:平成20年6月11日)
須崎農業振興センター (監査日:平成20年6月17日)
幡多農業振興センター (監査日:平成20年6月25日)
病害虫防除所 (監査日:平成20年6月4日)
中央家畜保健衛生所 (監査日:平成20年5月20日)

西部家畜保健衛生所	(監査日：平成20年6月25日)
嶺北林業振興事務所	(監査日：平成20年5月9日)
栽培漁業センター	(監査日：平成20年6月17日)
紙産業技術センター	(監査日：平成20年6月4日)
農業技術センター	(監査日：平成20年6月4日)
果樹試験場	(監査日：平成20年5月20日)
茶業試験場	(監査日：平成20年8月12日)
畜産試験場	(監査日：平成20年6月11日)
水産試験場	(監査日：平成20年6月17日)
中央漁業指導所	(監査日：平成20年8月12日)
須崎土木事務所	(監査日：平成20年6月10日)
高知駅周辺都市整備事務所	(監査日：平成20年6月17日)
教育センター	(監査日：平成20年5月9日)
東部教育事務所	(監査日：平成20年6月20日)
中部教育事務所	(監査日：平成20年6月10日)
西部教育事務所	(監査日：平成20年6月25日)
青少年センター	(監査日：平成20年6月20日)
図書館	(監査日：平成20年5月2日)
心の教育センター	(監査日：平成20年5月9日)
山田高等学校	(監査日：平成20年8月12日)
高知西高等学校	(監査日：平成20年5月2日)
春野高等学校	(監査日：平成20年5月20日)
須崎工業高等学校	(監査日：平成20年5月20日)
窪川高等学校	(監査日：平成20年6月10日)
橋原高等学校	(監査日：平成20年8月12日)
仁淀高等学校	(監査日：平成20年6月10日)
盲学校	(監査日：平成20年8月12日)
高知ろう学校	(監査日：平成20年8月12日)
高知若草養護学校	(監査日：平成20年6月11日)
南国警察署	(監査日：平成20年5月2日)
須崎警察署	(監査日：平成20年5月20日)
窪川警察署	(監査日：平成20年8月12日)

別表

	注意	検討事項
収入を伴う事務の執行	19	1
支出を伴う事務の執行	24	2
契約事務の執行	33	9
財産・物品管理	4	
サービス管理	6	

給与・旅費の支給事務	21	
庶務関係事務	5	1
その他の事務の執行	11	1

監査公表第14号

平成20年9月24日

高知県監査委員 樋口 秀洋
同 黒岩 直良
同 坂本 千代
同 奴田原 訂

地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第4項の規定により、定期監査を執行したところ、その結果は、次のとおりであった。

1 厳重注意とする機関及び事項

公営企業局 (監査日：平成20年6月27日)

(1) 事実認定

平成19年度の安芸病院整備に係る基本方針検討委員会運営支援業務等委託契約（契約金額2,919,000円）において、経費の積算を行ったのみで予定価格調書を作成しないまま、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の2第1項第2号の規定に該当するとして、単独見積りにより随意契約を行っていた。

(2) 厳重注意事項

高知県公営企業局契約規程（昭和41年高知県企業局管理規程第5号）第9条及び第18条の3において、予定価格調書の作成が定められており、この規定に反する不適正な事務処理である。

今後は、このようなことのないよう適正な事務処理を強く求める。

安芸病院 (監査日：平成20年6月20日)

(1) 事実認定

ア 高知県公営企業局病院事業財務規程（平成19年高知県公営企業局管理規程第28号）第33条では、委託料について支出負担行為決議書を作成する時期は、特別の場合を除き、契約をしようとするときと規定されている。

しかしながら、平成19年度の安芸病院・芸陽病院清掃業務委託において、支出負担行為の決議を受けずに契約相手方と変更契約をしていた。

また、安芸病院及び芸陽病院の電話交換機設備保守点検業務委託契約の契約変更を行う際にも、減額の支出負担行為の決議を受けずに契約相手方と変更契約をしていた。

イ 平成15年4月1日に病院局長（現公営企業局長）が定め

た「庁舎等清掃業務等に係る低入札価格調査制度及び最低制限価格制度に関する事務処理要領」によれば、契約担当者が同要領4の(1)で定めた最低制限価格の設定の率（10分の6）により難いと判断した場合は、事前に病院局長（現公営企業局長）に申請書を提出し、承認を求めるとされている。

しかしながら、平成19年度の安芸病院及び芸陽病院の清掃業務ほか2件の委託契約の指名競争入札において、承認を受けずに、10分の6を超える高率の最低制限価格を設定していた。

(2) 厳重注意事項

上記アについては、高知県公営企業局病院事業財務規程に反する極めて不適切な事務処理である。

また、上記イについては、庁舎等清掃業務等に係る低入札価格調査制度及び最低制限価格制度に関する事務処理要領に反する不適切な事務処理である。

今後は、このようなことがないよう適正な事務処理を強く求める。

芸陽病院 (監査日：平成20年6月20日)

(1) 事実認定

ア 高知県公営企業局病院事業財務規程第33条では、委託料について支出負担行為決議書を作成する時期は、特別の場合を除き、契約をしようとするときと規定されている。

しかしながら、平成19年度の安芸病院・芸陽病院清掃業務委託において、支出負担行為の決議を受けずに契約相手方と変更契約をしていた。

また、安芸病院及び芸陽病院の電話交換機設備保守点検業務委託契約の契約変更を行う際にも、減額の支出負担行為の決議を受けずに契約相手方と変更契約をしていた。

イ 平成15年4月1日に病院局長（現公営企業局長）が定めた「庁舎等清掃業務等に係る低入札価格調査制度及び最低制限価格制度に関する事務処理要領」によれば、契約担当者が同要領4の(1)で定めた最低制限価格の設定の率（10分の6）により難いと判断した場合は、事前に病院局長（現公営企業局長）に申請書を提出し、承認を求めるとされている。

しかしながら、平成19年度の安芸病院及び芸陽病院の清掃業務ほか2件の委託契約の指名競争入札において、承認を受けずに、10分の6を超える高率の最低制限価格を設定していた。

(2) 厳重注意事項

上記アについては、高知県公営企業局病院事業財務規程に反する極めて不適切な事務処理である。

また、上記イについては、庁舎等清掃業務等に係る低入札価格調査制度及び最低制限価格制度に関する事務処理要領に

反する不適切な事務処理である。

今後は、このようなことがないように適正な事務処理を強く求める。

2 以下の機関における財務に関する事務は、おおむね適正に執行されている。

なお、別表の事項について、上記1の機関を含め、今後の事務処理に留意するよう指摘し、注意を喚起した。

幡多けんみん病院 (監査日：平成20年6月24日)

別表

	注意	検討事項
収入を伴う事務の執行		
支出を伴う事務の執行	3	2
契約事務の執行	3	3
財産・物品管理	2	2
サービス管理	1	1
給与・旅費の支給事務		1
庶務関係事務		
その他の事務の執行	2	3

正 誤

公報日付	公報番号	種類	ページ	欄 (行)	正	誤
平20・7・18	9060	◎告示	4	左 (45)	<u>基1B-3 基準点1から方位角234度02分58秒51.409メ</u> <u>ートルの点</u>	<u>基1B-3 基準点1から方位角234度02分58秒51.409メ</u>